

子どもの権利相談員 採用試験（小論文作成要領）

テーマ

子どもの権利相談室（こことよ）に、小学校高学年くらいの女子 A と母親が来所された。A は、同級生の女子 B から、たびたびいやがらせや嫌なことを言われるため、担任の先生に相談したとのこと。先生は「よしよかった。B に話をする。」と言ってはくれたものの、2週間たっても何も変わらない。今日も B から嫌味を言われたとのこと。A が言うには、B は優等生でクラスのリーダー。先生も B の言い分を優先しているように感じてしまう。誰も私の言うことは信用してくれないから、学校へ行きたくないとのことだった。

母親からは、昨晚この話を娘から初めて聞いて今日はひとまず休ませたが、今後どうしたらいいかわからないので助けて欲しいと訴えられた。

あなたが相談員であったならば、この案件に対して、どのような点に留意して事情を聴きとりますか。その際に、大切にしている視点は何かですか。

豊田市子ども条例、子ども規則を参考にして教えてください。

※とよた子どもの権利相談室ホームページ内

「豊田市子どもの権利擁護委員・とよた子どもの権利相談室活動報告書」にも条例、規則は掲載されています。

<注意>

本文は400字原稿用紙2～3枚程度

自筆で書いてください。